

「賃金等の変動に対する山口市建設工事標準請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」(No.87)を次の新旧対照表のとおり改訂する。

新旧対照表

新	旧
<p>p 1 (表紙)</p> <p>平成26年2月 (令和5年4月改定)</p> <p>p 2</p> <p>はじめに</p> <p>本資料は、山口市建設工事標準請負契約約款（以下「契約書」という。）第25条第6項のインフレスライド条項及び令和5年3月23日付け契第91号「賃金等の変動に対する山口市建設工事標準請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）の運用について」（以下「本運用」という。）に関するスライド額の算定方法や発注者及び受注者間における協議等についての考え方を整理したものである。</p> <p>なお、以下のうち口枠で囲んだ部分は、本運用の抜粋である。</p> <p>(本運用抜粋部分)</p> <p>1 適用対象工事</p> <p>山口市建設工事標準請負契約約款（以下「契約書」という。）第25条第6項の請求ができる工事は、以下の条件を満たす工事とする。</p> <p>(1) 工期内に、労務又は資材単価 _____ の変更が</p>	<p>p 1 (表紙)</p> <p>平成26年2月</p> <p>p 2</p> <p>はじめに</p> <p>本資料は、山口市建設工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）第25条第6項のインフレスライド条項及び平成26年2月28日付け契第233号「賃金等の変動に対する山口市建設工事標準請負契約約款第25条第6項 _____ の運用について」（以下「本運用」という。）に関するスライド額の算定方法や発注者及び受注者間における協議等についての考え方を整理したものである。</p> <p>(本運用抜粋部分)</p> <p>1 適用対象工事</p> <p>山口市建設工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）第25条第6項の請求ができる工事は、以下の条件を満たす工事とする。</p> <p>(1) 入札公告又は指名通知後、工期末までに、賃金水準の変更が</p>

なされた工事

(2) 残工期が基準日から2ヶ月以上ある工事

・全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い
「項目」中

全体スライド (契約書 第25条第 1項から第4項)	単品スライド (契約書 第25条第 5項)	インフレスライド (契約書 第25条第 6項)
--	-------------------------------------	---------------------------------------

「適用対象工事」の「単品スライド」の欄中

すべての工事

**ただし、基準日以降、残工工期
間が2ヶ月以上ある工事**

(**本運用** 発出日時点で継続
中の工事及び新規契約工事)

「請負額変更の方法」－「対象」の「単品スライド」及び「インフレ
スライド」の欄中

部分払いを行った出来形部分 を除く 主要な工事材料	本運用に基づき、 労務又は資材 単価 の変更がなされた日以降 の基準日以降の残工事量に対 する資材、労務単価等
-------------------------------------	--

なされた工事

(2) 残工期が基準日から2ヶ月以上ある工事

・全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い
「項目」中

全体スライド (約款 第25条第 1項から第4項)	単品スライド (約款 第25条第 5項)	インフレスライド (約款 第25条第 6項)
---	------------------------------------	--------------------------------------

「適用対象工事」の「単品スライド」の欄中

すべての工事

(**運用通達** 発出日時点で継続
中の工事及び新規契約工事)

「請負額変更の方法」－「対象」の「単品スライド」及び「インフレ
スライド」の欄中

部分払いを行った出来形部分 を除く 全ての資材(鋼材類、燃 料油類等)	本運用に基づき、 賃金水準 ____の変更がなされた日以降 の基準日以降の残工事量に対 する資材、労務単価等
---	--

p 3

(本運用抜粋部分)

3 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面(電磁的方法によるものを含む。以下同じ。)により行うこととする。

・スライド協議の請求について

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面(別紙様式1-1又は1-2)により行うこととする。書面には、変更請求概算額算定資料、概算残工事請負代金算定資料を添付するものとする。

また、基準日設定後に新たに賃金水準が変更され、かつ、残工事の工期が新たな基準日から2ヶ月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。

・実施フローについて

別紙1「契約書第25条第6項に伴う実施フロー」別紙2「増額の場合のインフレ・スライド額算定作業フロー」を参照すること。

p 3

(本運用抜粋部分)

3 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面_____により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

・スライド協議の請求について

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面(別紙様式1-1又は1-2)により行うこととする。書面には、変更請求概算額算定資料、概算残工事請負代金算定資料を添付するものとする。

また、基準日設定後に新たに賃金水準が変更され、かつ、残工事の工期が新たな基準日から2ヶ月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。

なお、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、1回を基本とする。

p 4

・実施フローについて

別紙1「約款第25条第6項に伴う実施フロー」別紙2「増額の場合のインフレ・スライド額算定作業フロー」を参照すること。

p 4

(本運用抜粋部分)

4 請負代金額の変更

(1) **賃金水準又は物価水準**の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相應する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

(2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、S増、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。

S増：増額スライド額

P1：請負代金額から基準日における出来形部分に相應する請負代金額を控除した額

P2：変動後（基準日）の**賃金又は物価**を基礎として算出したP1に相当する額

($P = \alpha \times Z$ 、 α ：請負比率（当初請負代金額／当初設計額）、Z：発注者積算額)

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、S減、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。

S減：減額スライド額

P1：請負代金額から基準日における出来形部分に相應する請負

(本運用抜粋部分)

4 請負代金額の変更

(1) **賃金等**の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相應する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

(2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、S増、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。

S増：増額スライド額

P1：請負代金額から基準日における出来形部分に相應する請負代金額を控除した額

P2：変動後（基準日）の**賃金等**を基礎として算出したP1に相当する額

($P = \alpha \times Z$ 、 α ：請負比率（当初請負代金額／当初設計額）、Z：発注者積算額)

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、S減、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。

S減：減額スライド額

P1：請負代金額から基準日における出来形部分に相應する請負

代金額を控除した額

P 2 : 変動後 (基準日) の **賃金又は物価** を基礎として算出した P 1 に相当する額

($P = \alpha \times Z$ 、 α : 請負比率 (当初請負代金額 / 当初設計額)、 Z : 発注者積算額)

(4) 略

・受注者の負担割合

受注者の負担割合については、**契約書** 第 29 条の「不可抗力による損害」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわれないよう定められた「100分の1」としている。

p 5

(本運用抜粋部分)

5 **残工事量の算定**

(1) 略

(2) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。

また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱う _____。

- ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料 は出来形数量として取り扱う。
- ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等 (架設用クレーン、仮設鋼材など) **の設置費及び賃料等** も出来

代金額を控除した額

P 2 : 変動後 (基準日) の **賃金等** _____ を基礎として算出した P 1 に相当する額

($P = \alpha \times Z$ 、 α : 請負比率 (当初請負代金額 / 当初設計額)、 Z : 発注者積算額)

(4) 略

・受注者の負担割合

受注者の負担割合については、**約款** 第 29 条の「不可抗力による損害」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわれないよう定められた「100分の1」としている。

p 4・5

(本運用抜粋部分)

5 **出来高数量の確認**

(1) 略

(2) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。

また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱う **ものとする**。

- ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料 は出来形数量として取り扱う。
- ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等 (架設用クレーン、仮設鋼材など) _____ も出来

形の対象とする。ただし、基準日以降の賃料等については、スライド対象とする。

・ **売買契約書**にて工事材料の**売買**契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。

(3) ~ (5) 略

(6) 基準日までに変更契約を行っていないが**工事打合簿により**先行指示されている設計量について**も、基準日以降の残工事量については**スライドの対象とすること_____。

p 6

(本運用抜粋部分)

8 全体スライド及び単品スライド条項の併用

(1) **契約書**第25条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本運用によるスライドを請求することができる。

(2) 本運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、**契約書**第25条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

・ **契約書**第25条第6項に規定するインフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まずインフレスライド条項によるスライド額を算

形の対象とする。ただし、基準日以降の賃料等については、スライド対象とする。

・ **約款**_____にて工事材料_____契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。

(3) ~ (5) 略

(6) 基準日までに変更契約を行っていないが_____先行指示されている設計量については、_____スライドの対象とすること**ができる**。

p 6

(本運用抜粋部分)

8 全体スライド及び単品スライド条項の併用

(1) **約款** 第25条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本運用によるスライドを請求することができる。

(2) 本運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、**約款** 第25条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

・ **約款** 第25条第6項に規定するインフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まずインフレスライド条項によるスライド額を算

出することが基本となる。その上で、インフレスライド条項との重複を防止するため、インフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価をインフレスライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。

p 9

(タイトル) **契約書** 第 2 5 条第 6 項に伴う実施フロー
(末尾) ※**契約書** で規定

出することが基本となる。その上で、インフレスライド条項との重複を防止するため、インフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価をインフレスライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。

p 9

(タイトル) **約款** 第 2 5 条第 6 項に伴う実施フロー
(末尾) ※**約款** で規定